

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年3月22日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新規申請と追加申請に係る専用の予約枠を設定」する以前の、仙台土木事務所における予約枠設定の基準・方法・枠数等を示す文書、もしくはそれらの一部を示す文書の全て。」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成28年2月25日付け事管号外事業管理課長通知宮城県知事許可の建設業許可申請等に係る予約制実施要領、建設業許可申請予約制導入に係る対応要領」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
その上で、実施機関は、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年4月5日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年6月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分により開示された文書には、審査請求人が示した内容が全く含まれていないことから、本件処分を取り消し、不存在決定をする旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

（1）本件処分により、本件行政文書が開示されたが、本件行政文書は「予約可

能件数は新規，更新など案件の内容に応じ，各土木事務所が判断する」と記載するのみで，審査請求人の求めた「仙台土木事務所における予約枠設定の基準・方法・枠数等」に全く触れていない。

上記内容を示す文書が事実存在しないのであれば，当然に不存在の決定がなされるべきものとする。

- (2) 実施機関は，別に開示（仙土第50号）を受けた「平成30年4月 仙台土木建設業許可予約受付表」に触れるが，同文書は「新規申請と追加申請に係る専用の予約枠を設定」以後の状況を示すものであって，本件開示請求の趣旨にかなうものでないことは明らかである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は，おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は，平成30年3月22日付けで「新規申請と追加申請に係る専用の予約枠を設定」する以前の，仙台土木事務所における予約枠設定の基準・方法・枠数等を示す文書，もしくはそれらの一部を示す文書の全て。」という内容で行政文書開示請求を行ったものである。
- 2 仙台土木事務所では，事業管理課が作成した予約制実施要領と対応要領を予約制の最も基本的なルールとして予約制を運用していたので二つの同要領を特定して開示したものである。
- 3 なお，仙台土木事務所の予約枠設定の実態は，平成30年4月5日付け行政文書開示決定通知書で開示した「平成30年4月 仙台土木 建設業許可申請予約受付表」でも把握できることを申し添える。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈され，及び運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から審査請求人に対し全面開示した本件行政文書の提供を受け、これを実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書以外には、審査請求人が示した内容が含まれておらず、これを取り消し、不存在決定すべきであると主張しているのに対し、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書であると説明しているため、以下検討する。

本件開示請求において開示を求められている行政文書は、「新規申請と追加申請に係る専用の予約枠を設定」する以前の、仙台土木事務所における予約枠設定の基準・方法・枠数等を示す文書、もしくはそれらの一部を示す文書の全て。」である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、宮城県知事許可の建設業許可申請等に係る予約制実施要領の第4において、「予約可能件数は新規、更新など案件の内容に応じ、各土木事務所が判断する。」と定められており、予約可能件数は、予約枠数と同義と解せられる。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書を作成・保存していないとの回答を得た。この説明に、特段不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、「予約枠設定の基準・方法・枠数等を示す文書、もしくはそれらの一部を示す文書の全て」という本件開示請求に対し、予約可能件数について定めている本件行政文書を特定し開示したことは、妥当であると判断する。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30. 7. 18	○ 諮問を受けた。(諮問第227号)
令和 元. 7. 26 (第393回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 8. 27 (第394回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 9. 27 (第395回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 10. 28 (第396回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年11月11日現在）

氏 名	区 分	備 考
青 木 ユ カ リ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板 明 果	宮城大学事業構想学群講師	
十 河 弘	弁護士	会長
松 尾 大	弁護士	